

勝部市長の

お仕事百景

シリーズで勝部市長の仕事を紹介いたします



2/25 せんまやひなまつり

酒のくら交流施設で行われているひな飾りとつるし雛の展示。せんまやひなまつりにおじゃましました。商店街のあちらこちらにも昔から伝わる雛飾り、つるし雛、津波被災地から避難されているみなさんの作品も展示されていました。春の訪れを感じさせてくれます。



3/1 JAIいわて平泉進発式

岩手南農協といわて東農協が合併し、平泉の名を冠した県内最大規模の農協が誕生。放射能汚染問題やTPP問題など、厳しい環境の中、新生農協が平泉の黄金の輝きと同じように地域の農業発展のため、大いに光輝くように願っています。



市外からの移住希望者向け空き家バンクへの登録物件を募集します

市は、市外からの移住希望者に「空き家バンク」に登録された市内の空き家情報を提供しています。東京都など関東地方や北海道からも問い合わせがあり、移住希望者を対象にした体験ツアーなどを開いて物件を紹介しています。現在空き家バンクには、14件が登録されており、このうち

1件は本年1月に成約しました。移住希望者の多様なニーズに応えるために、魅力的な移住先であることを全国に発信するために、「売りたい」「貸したい」人は、ぜひ「空き家バンク」に登録してください。◎「空き家バンク」登録申請後、市職員が現地確認をします
●本庁企画調整課 ☎ 8641

高齢者福祉乗車券 障がい者福祉乗車券 26年度乗車券を交付

市は、市内在住の70歳以上の人と重度の障がいのある人に、市内のバスやタクシーを利用できる乗車券(金券)を交付します。乗車券は10円券と100円券の2種類で、月額1000円分(年1万2千円分)を上限に申請月分から交付します。ただし、入院中や施設入所中の人は申請できません。申請は4月1日☎からできます。希望する人は、本庁社会福祉課または各支所保健福祉課で申請してください。●高齢者福祉乗車券：本庁社会福祉課 高齢福祉係 ☎ 8370 / 障がい者福祉乗車券：本庁社会福祉課障がい福祉係 ☎ 8355 / または各支所保健福祉課

福祉乗車券の内容

区分	高齢者福祉乗車券	障がい者福祉乗車券
対象	70歳以上で市民税非課税世帯のうち次のいずれかに該当 ①一人暮らし ②高齢者だけの世帯 ③同居者が障がい者用福祉乗車券の交付を受けている *年度内に70歳の誕生日を迎える人は誕生日から申請できます	①身体障害者手帳1・2級の人 ②療育手帳Aの人 ③重度の精神障害の人(精神障害者保健福祉手帳1級の人、障害年金1級の人) *自動車税、軽自動車税免除者は非該当
手続き	●窓口申請 ①印鑑・保険証など本人確認ができるものを持参して②市役所1階☎番窓口(社会福祉課高齢福祉係)または各支所保健福祉課の窓口で③申請書に記入・押印します④市が内容を確認後、窓口で交付します	●窓口申請 ①印鑑と手帳等を持参して②市役所1階☎番窓口(社会福祉課障がい福祉係)または各支所保健福祉課の窓口で③申請書に記入・押印します④市が内容を確認後、窓口で交付します
利用できる交通機関	●バス…岩手県交通、なの花バス、東磐交通、市営バス(花泉・大東・千厩・室根・川崎) ●タクシー…アイタクシー、一関タクシー、一関中央交通、なのはな観光タクシー、県南タクシー、花泉タクシー、大原タクシー、摺沢タクシー、磐井タクシー、千厩タクシー、西宗タクシー、東磐タクシー、長坂タクシー、室根タクシー、薄衣タクシー、川崎タクシー、郡南タクシー、藤沢タクシー ●福祉輸送事業限定タクシー…ケアタクシーつばさ、福光園フクちゃん移送サービス、福祉タクシー一関、介護タクシーすずき、介護社、花泉ケアタクシー、ケアタクシー千田、ケアタクシー菅原	
使用の注意	①利用は対象者本人に限られます②平成26年度分の利用期限は27年3月31日までです③紛失・破損・汚損などによる再交付はしません④支給要件に該当しなくなった場合は、すみやかに返還してください	
問い合わせ先	本庁社会福祉課高齢福祉係 ☎ 8370 または各支所保健福祉課	本庁社会福祉課障がい福祉係 ☎ 8355 または各支所保健福祉課

(表1) 出荷制限等の状況

区分	品目
国による出荷制限指示品目	露地栽培原木しいたけ、ゼンマイ(野生)、セリ(野生)、タケノコ(野生)、ワラビ(野生)
県による出荷自粛要請品目	施設栽培原木しいたけ(解除分を除く)、タラノメ(野生)、ミズ(野生)


*出荷制限等の範囲は一関市全域

まもなく露地栽培しいたけや春の山菜のシーズンを迎えます。平成23年3月に発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故による放射性物質汚染の影響により、一関市で採取される原木露地栽培しいたけと山菜6品目に対し、原子力災害対策本部長である内閣総理大臣からの出荷制限指示や県から出荷自粛要請が出されています(表1)。26年2月末現在、これらの品目は「出荷制限の指示」や

放射性物質に汚染された「ほだ木」から発生しいたけは、出荷制限を指示されているため、販売や譲渡することはできません(表2)。万一、市場への出荷、小売店や産直などで販売した場合は、これまでの生産者等による出荷制限の解除に向けたさまざまな取り組みに悪影響を与えることになり、解除の目途が立たなくなりました。出荷制限の厳守に理解をお願いします。

「出荷自粛の要請」が解除されていませので、販売や譲渡はできません。なお、菌床しいたけは、出荷制限等の規制はされていません。また、施設栽培原木しいたけは、生産者ごとに解除のための検査を行い、基準値を下回った生産者から出荷自粛が解除されており、現在、市内の4人が出荷を再開しています。

(表2) 出荷制限中(露地栽培)原木しいたけ

出荷制限指示	平成24年4月～継続中
きのこ	基準値100Bq/kg
ほだ木(使用制限)	指標値50Bq/kgを超えたもの
控えていただきたいこと	 <ul style="list-style-type: none"> 汚染されたほだ木から発生しいたけの採取 (採取しいたけの) 他人への譲渡

市内には、山菜や原木しいたけのほかにも出荷等が制限されているものがあります。▼旧磐清水村産の大豆▼旧大原町産のそば▼市内全域の野生きのこ類や複数の原木露地栽培きのこ▼河川ごとに制限されているイワナ、ウグイ、ヤマメ▼県内全域で制限されているシカ肉、クマ肉、ヤマドリ肉―ですのでご注意ください。出荷制限等品目について詳しくは、市役所本庁農林部農政課(☎8427)、農地林務課(☎8434)または支所産業経済課まで問い合わせてください。

農林産物の放射線情報 市内産原木しいたけ(露地栽培)と山菜類の出荷制限等について



移住定住奨励助成事業

平成25～27年度に限り、本市に移住した人が住宅を建設または購入した場合、奨励金を交付します。対象は、25年4月1日以降に本市へ転入した人で、転入した日までの過去3年間以上、市外に住所を有していた人です。対象となる住宅は、25年4月1日以後に一定の金額以上で取得したものです。なお、申請できる期間は28年3月31日までの期間内で、取得後1年以内です。

- *1 夫婦のいずれかが40歳未満の場合は下段の額を助成。
- *2 市内業者が施工した場合に加算
- *3 中学生以下の子を扶養する世帯で子一人につき加算
- *その他 購入価格は新築1000万円以上、中古購入500万円以上、改修工事100万円以上が対象。相続や贈与などの取得対価を伴わない場合や3親等以内の売買の場合は対象外

①住宅助成金				
基本額(*1)	移住者区分	新築	中古購入	改修工事
	40歳以上	100万円	50万円	上限30万円
40歳未満	200万円	100万円	上限50万円	
加算額(*2)		20万円	—	20万円

②住宅奨励金		*①と②はどちらも助成を受けることができます。
基本額	20万円/件	
加算額(*3)	5万円/人	

移住定住専用ホームページ開設

http://www.city.ichinoseki.iwate.jp/ijyu/ または「あばいん一関」で検索 ●本庁企画調整課 ☎ 8641